

中部プラスチックス連合会会則

第 1 章 【 総 則 】

- 第 1 条 本会は中部プラスチックス連合会と称する。
- 第 2 条 本会は中部経済圏内のプラスチック関係団体ならびに企業相互の連繫を密にし、親睦融和を図るとともに必要な事業を行い、もって斯業の振興発展に資することを目的とする。
- 第 3 条 本会の事務所は愛知県内に置く。
本会は各県ごとに必要に応じて支部を置くことができる。
支部規約は別にこれを定める。

第 2 章 【 事 業 】

- 第 4 条 本会は第 2 条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. プラスチック産業の公害対策の推進ならびに指導。
 2. プラスチック産業の合理化、近代化の促進ならびに指導。
 3. 各種講演会、研究会、懇談会および見学会等の開催。
 4. 内外に対する啓蒙宣伝。
 5. 内外関係資料および情報収集ならびに提供。
 6. 関係官公庁ならびに圏外関係団体との連絡提携。
 7. その他本会の目的達成に必要な事業。

第 3 章 【 会 員 】

- 第 5 条 本会は次の会員をもって組織する。
1. 正会員 中部経済圏内のプラスチック関係団体ならびに関係企業。
 2. 特別会員 プラスチック産業の経営、技術に関する指導機関ならびに学識経験者。
 3. 賛助会員 本会の趣旨に賛同し本会の事業に協力する個人または法人。
- 第 6 条 本会に加入しようとするものは、その旨本会に申し込まなければならない。
会員はあらかじめ本会に予告した上で脱会することができる。
本会の会費を年度終了後 6 ヶ月以上納入しない時は、会員の資格を失うことがある。
次の各号に該当する場合は、理事会の決議により除名することができる。
1. 本会の事業を妨げ、または妨げようとした行為のあったとき。
 2. 本会の信用を失う行為のあったとき。

中部プラスチックス連合会会則

第 4 章 【 役 員 および 職 員 】

- 第 7 条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|-------|-------|
| 会 長 | 1 人 |
| 副 会 長 | 6 人以内 |
| 理 事 | 若 干 名 |
| 監 事 | 2 人 |
- 第 8 条 役員は総会において会員中よりこれを選任する。
- 第 9 条 理事のうち 1 人を専務理事、若干名を常任理事とし理事の互選によって定める。
- 第 10 条 役員任期は 2 年とする。ただし重任を妨げない。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
- 第 11 条 会長は本会を代表し会務を統轄する。
副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
専務理事は、会長、副会長を補佐して本会の常務を執行し、会長、副会長がともに事故または欠員のときはその職務を代理しまたは代行する。
理事は理事会において重要な会務を審議し本会の事業の運営にあたる。
監事は、本会の財務状況を監査する。
- 第 12 条 本会に顧問を置くことができる。
顧問は、本会の重要事項につき会長の諮問に応ずる。顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 第 13 条 本会に事務局を置く。
事務局には局長が 1 名、次長 1 名、幹事および書記若干名を置くことができる。
局長は会長の委任により会務を処理する。
次長は局長を補佐し、局長事故あるときは、その職務を代行する。
幹事および書記は、局長の命を承り庶務に従事する。
局長、次長、幹事は理事会にはかり会長が委嘱する。
書記は事務局長が任免する。

中部プラスチックス連合会会則

第 5 章 【 会 議 】

- 第 14 条 本会の会議は総会、理事会、常任理事会、部会および委員会とする。
- 第 15 条 総会は毎年 1 回会長これを招集し予算、決算、会則の変更、その他会務に関する重要事項の承認または決議をする。
総会の議長は、会長これにあたる。
会長は必要があると認めたときは臨時総会を招集することができる。
- 第 16 条 会長は必要に応じて理事会および常任理事会を召集することができる。
- 第 17 条 本会の事業運営について必要に応じ部会または委員会を置くことができる。
部会または委員会の構成ならびに担当事項は、理事会にはかり会長がこれを定める。

第 6 章 【 会 費 】

- 第 18 条 会員は別に定める基準により会費を納入しなければならない。
- 第 19 条 第 6 条により会員の資格を失ったものに対しては既納の会費は返還しない。
- 第 20 条 本会は必要に応じ臨時会費を会員に分担させることができる。その徴収の額、時期、および方法等は理事会で定める。

第 7 章 【 会 計 】

- 第 21 条 本会の経費は会費、補助金、寄附金およびその他の収入をもってこれを充てる。
- 第 22 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第 8 章 【 附 則 】

- 第 23 条 この会則で定めるもののほか必要な事項は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。
- 第 24 条 この会則は昭和 44 年 6 月 26 日より適用する。